

【PTA会則の主な変更点と新旧対照のポイント】

今回の改定は、従来の「義務としての委員選出」を廃止し、「できる人が、できる時に、できる事を」行うサポーター制（つだぬまこどもサポーター）への移行を目的としています。

これまでの「固定された組織（委員会）」に人を割り当てる形から、「活動内容」に対して協力者を募る形へと組織構造を根本から見直しました。これにより、保護者の皆様の負担を軽減しつつ、持続可能なPTA活動を目指します。

1. 名称と愛称の定義（新設：第1条第2項）

- **変更点:** 正式名称「津田沼小学校PTA」は維持しつつ、活動時の愛称として「つだぬまこどもサポーター」を用いることを明文化しました。
- **理由:** 銀行口座や対外的な書類ではPTA名称が必要ですが、校内活動ではより親しみやすく、ボランティア精神を象徴する名称で活動するためです。

2. 組織の簡素化（旧第5条、第7条～第13条 → 新第5条、第7条、第8条）

- **変更点:** 「企画委員会」「専門部会」「学年委員会」「学級会」をすべて廃止しました。
- **旧会則の対応:**
 - 旧第7条（企画委員会）：廃止
 - 旧第9条（専門部会）：廃止
 - 旧第12条（学年委員会）：廃止
 - 旧第13条（学級会）：廃止
- **理由:** 年間の固定枠として委員を割り当てるのではなく、イベントや活動ごとにサポーターを募集する形にするため、組織図から固定の委員会を削除しました。

3. サポーター条項の新設（新設：第8条）

- **変更点:** 新たに「つだぬまこどもサポーター（活動サポーター）」の条文を設置しました。
- **内容:** 任意参加であること、運営委員会が募集・管理を行うことを定めています。

4. 運営委員会の役割変更（旧第8条 → 新第7条）

- **変更点:** 運営委員会の構成を「本部役員と学校長」に絞り、役割に「サポーターの募集および調整」を追加しました。
- **理由:** 各委員会が担っていた実務の「企画・差配」を本部が集約し、実際の「作業」をサポーターが担うという、サポーター制のハブとしての役割を明確にするためです。

5. 役員の再選規定の柔軟化（旧第18条第3項 → 新第13条第3項）

- **変更点:** 習志野市補導委員も2期務めると永年免除に追加しました。また「2期務めたら再選しない」という制限に対し、「本人の希望があれば3期以上の継続も可能」とする但し書きを追加しました。
- **理由:** 特定の個人に長期間負担が集中することを防ぐ負担軽減と任期を区切ることでより多くの会員に運営に携わっていただく機会を確保するための制限でした。サポーター制移行に伴い、自ら積極的に関わりたいという会員の意思を柔軟に受け入れられるようにするため、本人の希望がある場合に限り継続を可能とする例外規定を設けました。